

第16回統計委員会・第21回基本計画部会 議事録

1 日 時 平成20年12月8日(月)15:00~17:20

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

3 出 席 者

【委員等】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、大沢委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員、黒田臨時委員

【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省関税局調査課長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長

中田総務省政策統括官(統計基準担当)、北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

- (1) 公的統計の整備に関する基本的な計画について
- (2) 部会の審議状況について
- (3) その他

5 議事録

竹内委員長 それでは、時間になりましたので、ただいまから第16回統計委員会・第21回基本計画部会合同会議を開催いたします。

本日、佐々木委員は所用のため御欠席です。大沢委員は少し遅れるとの連絡がありました。

井伊さんも遅られるということなので、始めさせていただきます。

それでは、議事に入る前に、本日用意された資料について事務局から御報告をお願いします。

内閣府統計委員会担当室長 本日の資料ですが、まず配布資料としまして資料1が「「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申(案)」。

資料2が、「パブリック・コメント等を踏まえた各委員提出意見」。

資料3が、「人口・社会統計部会の審議状況について(報告)」。

資料4が、「産業統計部会の審議状況について(報告)」。

それに加えて、議事次第に書かれておりますように参考1から4まで資料を添附させていただいております。御確認をお願いします。

竹内委員長 それでは、議事に入りますが、今日は議題の順番を変えて、「部会の審議状況について」は後ろに回させていただきます。

最初に、基本計画の答申についての議論をさせていただきます。この答申につきましては、次回の22日の統計委員会で案を固めて総務大臣に答申を手交いたしますので、実質的議論は今回が最後ということになりますので、どうか御協力をよろしくお願いいたします。

では、最初に前回御議論をいただいた修正点について御意見を伺いたいと思います。特に、財務省意見に関する修正案についての意見交換から始めたいと思いますので、事務局からお願いします。

内閣府統計委員会担当室長 財務省の修正案の前に、前回の基本計画部会で多少、委員の方から発言がありまして、それを踏まえて修正した箇所が若干あります。

まず1つは、阿藤先生から男女共同参画に関する点について御意見が出まして、ほかの委員の方から特に反対もございませんでしたので、資料1の18ページのように「結婚、出産、子育て期の男女、とりわけ女性が就業しつつも」、それから「男女共同参画の視点を踏まえつつ」ということで、「女性」と特に限定している部分を取ったというような変更をさせていただきました。

あとは、別表の方で具体的な措置、方策と実施時期の文言に若干の整合性がないところがありましたので、そこを直しました。45ページのように、例えば「93SNAへの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する」と書いてあるところは、「実施する」というふうに書いてあったところを「導入する」というような形に変えとか、そういうような軽微な修正等をいたしました。それをまず、最初に申し上げます。

それから、むしろ重要な点は、財務省の関税局との間で持ち越しになっていました貿易統計関連部分についてですが、これは今日までに調整を行いまして修正案を作成いたしました。その修正案は、既に反映されております。

まず貿易統計の基幹統計への指定に関しましては、これについての結論を下す前に、政府部内でいろいろ議論をしてクリアすべき問題点があるということでありまして、こうした趣旨を踏まえて事務ベースで文言を調整させていただきました。

内容に関しましては、本文、資料の1をごらんいただきたいのですが、8ページから9ページにかけてです。この中で特に重要な点は、これはいろいろな箇所に共通することですけれども、本来の行政業務ですね。業務統計ですので、「本来の行政手続の要請やその円滑な実施を阻害することがないように配慮」という文言を入れたということで、「業務統計の基幹統計への指定及び運用に際しては、このような「業務統計の基本的な性格を十分に考慮した上で」というようなことを新たに書

き込んでいます。

それから、別添の 69 ページ、70 ページ、資料 1 の後ろの方です。ここが一つの大きな変更でありまして、今までは貿易統計は「新たに基幹統計として整備すべき統計」ということでカテゴライズされていたのですが、それを「将来、基幹統計化を検討する統計」の方に移させていただいた。それに伴って文言も修正を行いまして、「貿易統計を基幹統計に指定することについては、このような本来業務への要請と両立しうるかという観点も含めて検討」という形で、今後検討していくという形での文章になっております。

以上が、基幹統計化関係のことですけれども、それに加えて貿易統計は行政記録ですので、それをどういう形で統計に活用していくかということに点に関しまして、本文の 21 ページで「グローバル化の進展に対応した統計の整備」というところがあります。これも文章を補いまして、「本来の行政手続の円滑な実施に大きな支障が生じないこと」等々が「担保されることが前提である」というような文章を入れてあるということです。

あとは、同様にそれに対応する部分として別表の 51 ページです。こちらの方で「グローバル化の進展に対応した統計の整備の内容」を、「本来の行政手続の円滑な実施が阻害されたり、個別企業の情報が識別されることのない形で作成が可能か否か検討する」という文章になっております。

同じく、51 ページの別表のところ、この表の一番下ですけれども、「貿易統計に反映させることを検討する」ということです。

それから、行政記録関係の部分に関しましては本文の 24 ページです。ごらんいただければわかりだと思いますが、「取組の方向性」の中で「秘密保持の確保を含む特別の法令の規定による制約など」という文章が入っております。

それから、その下の方になお書きが真ん中辺にあるのですが、「統計作成に利用しても個人・企業の個別情報が識別されるおそれはないなどの安全性」ということで、かなり具体的な形でそういった秘密の保護、それから本来業務に影響が及ばない範囲というようなことを考慮いたしまして、これで案を作成させていただきました。

そういうことで、私からの説明は以上でございます。

竹内委員長 そういことですが、何か財務省の方からございますか。

財務省関税局 財務省でございます。今、関係府省で調整した修正案については中島室長の方から御説明いただきましたけれども、財務省の方といたしましては、先般来この委員会で先生からいろいろ御指摘を受けて、貿易統計を基幹統計化することについて委員長を始め、強い御希望、御意向があるということは重々承知しております。

したがって、財務省といたしましては、貿易統計の基幹統計化について検討することなしに最初からだめであると決め付けている立場では毛頭ございません。他方で、前回総務省の方からも御紹介がありましたように、パブリック・コメントの中でも出ておりますように、基幹統計化について結論を出すに当たってはクリアすべき問題点、懸念事項があるということでございますので、こうした懸念に政府としてこたえるためにも、まず政府部内で議論を行うことが重要であると考えているところでございます。そういった意味で、今回このような修正案をさせていただきましたけ

れども、もしこの文案でお認めいただければ、これに従って政府部内でも検討を鋭意進めてまいりたいと考えております。

あとは、中島室長から後段で御説明のあった、貿易に関する行政記録情報の活用に関する記述の部分につきましても、これは行政記録情報を提供することとなる輸出入申告者の視点も踏まえまして、パブリック・コメントにおいても示された業務上の懸念点をできるだけ払拭できるようにということで、念を押す形でより明確に書いていただいたものだということで、財務省としても大変評価しております。こういった形で御採用いただければありがたいと思っております。以上でございます。

竹内委員長 この問題について何か御意見があればどうぞ。

出口委員 今、室長がおっしゃった「取組の方向性」のところ、「秘密保持の確保を含む特別の法令の規定による制約など」と、こういう部分があることは一向に構わないと思うし、全体の論点としてもこの種の問題、あるいは業務上の格段の支障がないようにという論点は全体の論点に当たる部分のように私には聞こえるので、51ページの「グローバル化の進展に対応した統計の整備」という所だけに格段に、「本来の行政手続の円滑な実施が阻害されたり、個別企業の情報が識別されることのない形で作成が可能か否か検討する」という文言が入ることは、論理構成上、やや妥当性を欠くのではないかという印象を受けたのです。

つまり、この種のものは個人情報のごときはシステム設計の問題であって、それはどこでも一般的にくるもので、もしこの問題がパブリック・コメントの特別なこの部分に関する論点提起であるとすれば、それはパブリック・コメントというものの考え方の問題で、パブリック・コメントというものはそこにコメントがきたからという問題ではなくて、議論をされた問題に対して既に論点が提示された問題に関してのものではなくて、新しい論点の問題があって、それを外側の方々になるほどと思われて、この論点は抜けているという形で取り上げるのであれば非常に有益なものだと思うのですが、この種の論点というものは繰り返し、繰り返し出てきているので、それがこの中で「グローバル化の進展に対応した統計の整備」という付表の中であえて出てくる理由というものはないのではないかと。一般的なところでこれを付け加えてガードをもっときちんと言ったという意味であればわかるのですがという一般的な質問です。

竹内委員長 今、出口さんの御指摘のところ、24ページの方は一般的なものとして書かれているわけですね。

出口委員 そこは問題ないと思います。

竹内委員長 ただ、51ページのところでもう一度一般的な原則を個々のケースについてわざわざ書く必要はないのではないかとというのが出口さんの御意見だと思いますが、それについて何か事務局から御説明はありますか。

総務省政策統括官 51ページのところは、特に前段で、輸出入行動を当該企業の企業特性と関連づけて新たな統計を作成するというふうに、新たな業務、新たにやるべきことを提起しているのですが、当該企業の企業特性と関連づけて作成するというのをあえて言っていますので、それとの関連でやはり個別情報というのが識別されるということであれば難しいでしょうという意味でここ

は書いてあるということです。

出口委員 その問題は、工業統計から始まってあらゆるところで存在している話だと思うのですけれども。

総務省政策統括官 もちろんそうでございますが、ここであえて当該企業の企業特例と関連づけて統計を新たに作成すると言っていますので、何の留保も付けずに、すぐにやりなさいということになると少し心配だということで、念のために書いてあるということです。

竹内委員長 出口さん、そういうことでここはことさらに機微に触れることが書いてあるので、一般原則が適用されれば問題ないはずなのだけれども、わざわざ一般原則のことを改めてもう一遍そこに書いてあることによって余計な心配を防ぎましょうということで了解していただければ良いのではないかと思います。

それで、全般的にはどうでしょうか。つまり、私としては貿易統計というものを基幹統計にするということは是非入れさせていただきたいのですが、しかし、今ある関税関係の統計を貿易統計として、そのまま基幹統計にするということについては、やはり業務統計を基幹統計にするについてはいろいろクリアすべきことや注意すべきことがたくさんあるので、これはもう少しいろいろ慎重に検討してそちらの方向に進めるという趣旨でカテゴリーを移したというふうに了解していただければ良いと思うのですが、委員の方の御意見はいかがでしょうか。

これは第2ワーキンググループでしたか。舟岡さん、どうですか。

舟岡委員 結構かと思います。

竹内委員長 では、そういう方向で進めさせていただきたいと思います。まだ御意見もあるかもしれませんが、貿易統計を所管する財務省と、統計を所管する総務省が十分見識を持って、いろいろ詳しく検討していただいて、貿易統計の基幹統計化が実現する方向で議論を進めていただきたいと思います。そういうことを前提にして、この修正案を採用させていただくことにしたいと思います。では、この点はこれでよろしいでしょうか。

次に、経済センサスに関する修正案について意見を伺いたいと思います。まず修正案について事務局からお願いします。

内閣府統計委員会担当室長 資料1の本文の10から12ページまでのところで、今回案をお出しさせていただきました。

まず、大きく3つに内容が分かれております。まず1つは、経済構造統計というものの位置付けですね。これは経済センサスの基礎調査と、それから活動調査からなるわけですが、この位置付けというものについて書いた上で、23年に予定されている「経済センサス - 活動調査」について、これを統計委員会の方で国民経済計算の精度維持上の問題をもう少し考慮すべきではないかというような御意見が出されたことを受けまして今、政府部内で適切な実施時期を含めて議論がなされているところであります。地方の統計部局にも、かなりその点でいろいろと大変な御苦勞をおかけしていると思っております。そういったこともありまして、現在ではその点に関してはまだ調整中でありまして、現時点でまだはっきりと結論は出ておりません。

しかし、現段階で基本計画に書く文言といたしましては、11ページの20行目辺りをごらんいた

だきたいのですが、「平成 23 年経済センサス - 活動調査」は、過渡的な姿とならざるをえないが、政府は、「経済構造統計」を作成する意義、必要性及びその重要性に鑑み、地方公共団体との連携を密にし、「平成 23 年経済センサス - 活動調査」の実施の方向性について年内を目途に一定の結論を得て、その着実な実施を図る。その際、国民経済計算の精度維持を確保することし、さらに、国民経済計算の推計等に調査結果を最大限に活用する、こういう書きぶりにしております。

3 点目は、28 年を目標とする「経済センサス - 活動調査」なのですが、こちらはまだ若干先の先で、先の話とは言うてもかなり早くから準備を始めなければいけないということでありまして、特に重要な点はこの 28 年の経済センサス実施に関しましては、それまでの間に現在ある産業関係統計、経済統計と言っても良いと思うのですが、そちらの体系化を先に考えなければいけないだろう。そういった体系化に関しての意味での工程表といえますか、それが 12 ページの(1)から(3)までのところに書いてある内容ですが、こういうような事項をやはり詰めなければいけないのではないかとというようなことで、ここではそういう大きな問題として課題を書いてあるということです。

この部分に対応して、別表の方も文章を修正というか、新たに書き加えました。38 ページをごらんいただきたいと思います。38 ページの別表第 2 の「1. 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備」のところで、(3)として「国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性」が書いてあるところです。この中に特に経済センサスについて書き込んでおります。

読み上げますと、「平成 28 年に予定されている「経済センサス - 活動調査」の実施までに、関係府省は、「経済構造統計」を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む。その際、各種基礎統計と国民経済計算の整合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した年次推計方法を確立する。」ということで、体系の整備と合わせて SNA の推計方法の見直しも同時並行的に実施していき、それで「平成 23 年経済センサス - 活動調査」が速やかに実施できるようにするという形で関係府省に御対応いただきたい。

こういうことで、これに対しては案といたしまして平成 21 年度から検討するということでありまして、これはペンディングになっておりますけれども、今日委員の方から御承認いただいて、あとは関係府省と書いてありますので、関係府省の方からもいろいろと御意見を伺った上で、22 日の統計委員会ではこちらの P を取った形で別表も一緒にできればと考えております。簡単ですが、以上でございます。

竹内委員長 何か御意見、御質問はありますか。

舟岡委員 11 ページの 29 行目からの「内閣府は」以下、「年内に一定の結論を得るとともに」までの文章は基本計画にはなじまないのではないかと思います。基本計画は来年 4 月以降の行為について述べているものですが、年内に一定の結論を得るということはもう基本計画が開始した段階では終了している内容の記述ですので、ここに記すのは少し違和感があります。

ただし、その趣旨はよくわかります。なぜこの記述が必要かといいますと、上の 11 行のところで「年次推計の代替的な方法による推定が困難との報告があり」との箇所との関係です。そこで困難だとして、結論を下してしまいますと、後も困難である状況がずっと引き継がれるおそれがある、例

例えば 29 行から 31 行の「年内に一定の結論を得る」までは省くとして、11 行目には、「代替的な方法による推計が短期間では困難との報告があり」の表現に変更する等、何らかの制約があるため対応ができないというニュアンスを盛り込むのがよろしいのではないかと考えますが。

竹内委員長 この文章の意味はどういうことなのでしょう。もう少し詳しくどなたかお願いします。

総務省政策統括官付統計企画管理官 確かに基本計画の射程というものは 21 年度からということなのですが、経済センサスに関しては委員会でも随分議論があって、こういう問題提起に対して早急に政府部内で具体的な計画をつくるべきだという議論がずっとありましたものですから、現時点での統計委員会としての意思表示というか、そういうことではやはり年内を目途にということをお出しした紙の中では残しているということです。

そういう意味では、最終的に答申あるいは基本計画になるときは、今、舟岡委員が言われたように、年内の一定の結論を得るところはほかのワーディングに置き換わるというか、そういうこともある種含んだ上で、委員会としてなるべく早い時期に一定の方向性を出すべきだという議論を踏まえて、現段階ではこういう案で出ささせていただいております。

竹内委員長 このページのところに、「年内」というのが 2 か所にあるのですね。1 か所は 23 行目で「年内を目途に一定の結論を得て」、それから 31 行目に「年内に一定の結論を得る」とあって、後ろの方は今、舟岡さんが指摘されたところでしょうか。

その前の方のことは、関係者の間での議論によって、つまり具体的な実施の方向性についての結論を得ることになっているわけですが、これはそういうことで調整がいつまでにできるかという問題でありますね。

もう一つ、下は「内閣府は」と書いてあるのですが、これは内閣府が実施し、やっていただくということになっているのですが、まずその最初の方を統括官の方にお伺いしたいことは、これは大体いつごろ結論が出るという見通しは何かありますか。

総務省政策統括官 最初の方とは、23 行目のことです。

これは、今のスケジュールでは 12 月 18 日に都道府県の統計主管課長と指定都市の主管課長と合同の会議というものを予定しております、それに間に合うように政府部内で一定の案というものをつくって 12 月 18 日にお諮りをしたいと考えております。そこでおおむね一定の方向が得られるかどうかというところは今の段階ではわからないところですが、うまくいけば一番早くてその段階です。その段階で収束がつかないということであれば、まだ相当かかるというふうに考えております。

竹内委員長 ということは、つまりもしそこで幸いにして決着がつけば、これは「年内を目途に一定の結論を得て」という文章は必要ないので、「既に得た結論に基づいて」というふうになれば済むと思います。それから、まだ決着がついていないと、年内ということは無理になってしまうのではないかという気がするので、その辺は 18 日の結論によってこの次は若干文章は変わるかもしれないということをお含みいただいた方が良いのではないかと思います。

ただ、次の方の「年内」には「内閣府は」とあるので、これは内閣府が実施してくださればでき

ることなのかもしれませんが、内閣府としてこれについてはいかがですか。

内閣府経済社会総合研究所 この文章は、やはり今、御指摘のあった23行目の結論というものが得られれば、それに基づいて工程表をつくるという趣旨だと思います。

竹内委員長 では、それも上の文章が変わればそれに見合っただけで少し変えていただくことがあり得るかもしれませんが、やはり、そのことが決着がつくことが、この工程表をつくるための前提ではあるということですか。

そうすることで、やはりそちらの状況待ちということのようですので、この辺の文章はまだ必ずしも確定していないというふうに御理解いただきたいと思います。この経済センサスに絡むところはこれでよろしいでしょうか。何かほかに御意見はございますか。

それでは、この点については若干の修正がまだあり得るということを前提にして、この修正案のとおりということにさせていただきたいと思います。

次に、前回御報告がありましたパブリック・コメント等の意見を踏まえた、これについての御意見をいただきたいということをお願いしたわけです。そして、委員からの御意見をいろいろいただきましたけれども、資料2のような御指摘がありました。提出していただきました修正案について、事務局から簡単に御紹介させていただきたいと思います。

内閣府統計委員会担当室長 資料2をごらんいただきたいと思います。いただいた意見をこの答申案の目次といたしますか、構成に従ってこのように分類をいたしました。

まず第1に関連する部分として、「第1 3 施策展開に当たっての基本的な視点」というところで、大守委員からこのような御意見です。

それから、第2の3の(7)の「企業活動の変化や働き方の多様化」という点に関して、大守委員から修正案に書かれているような内容の御意見が出ております。

それから、一番御意見が多かったものといたしまして、第3の1の(2)の「民間事業者の活用」というところで、「民間事業者の活用」に関してもう少し慎重論的な御意見が阿藤委員、舟岡委員、門間委員、美添委員から、ここに修正案と書かれているような形で御意見が出ております。

それに対して、「民間事業者の活用」というものの慎重論にむしろ反対の立場ということで佐々木委員からですが、今日佐々木委員は御欠席ですので、この意見と書かれているところがパブリック・コメントでかなり反対ということを出ているのだけれども、御自身の立場を踏まえてここに書かれているような積極的な活用というものが望ましいというようなことを書かれています。

特に、佐々木委員からは別に提出資料としまして席上配布になっていますけれども、新聞記事からの引用ですが、同じ東レの研究所の方が新聞のコラムに書かれた記事というものを、多分御自身の御意見と一緒にだということで参考に添付されておりますので、こちらも含めてごらんいただきたいと思います。

こういった点についてテーマ別に整理いたしましたので、修正の可能性の有無を御検討いただければと思います。以上です。

竹内委員長 ということですが、やはりこの問題は第4ワーキンググループでいろいろ議論していただいた結果、今のような文章にまとまっているということですので、廣松委員からもう

一度皆さんの御意見を参考にして御発言をお願いします。

廣松委員 確かにパブリック・コメント、それから今、御紹介があった委員からの御意見にも、重要な統計調査の「調査員による実査」業務において民間事業者を活用することについていろいろ懸念が指摘されています。

この点は、私も理解をしているつもりでいます。統計調査業務の中でも、「調査員による実査」業務は統計調査の質に大きく影響する部分であり、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査など、高い精度が求められる重要な調査の場合、まさに統計の正確性、信頼性の確保の観点から、「調査員による実査」業務がきちんに行われることが極めて重要であります。

しかし、一方で、厳しい財政事情の中で、今回、答申案の第2の各項目で種々指摘されているような新たな統計の整備等に対応するためには、統計調査の効率化等を図らなければならないという現実があることも事実です。

こうした統計の正確性等の確保、それから統計調査の効率化という、相反する要請について、第4ワーキンググループにおいてさまざまな実態、実情、関係者の意見等を勘案しつつ、長期間議論を重ね、最終的にぎりぎりのバランスをとる形でワーキンググループとしての報告を取りまとめました。そして、この基本計画の中間報告の第1次素案では、ほぼその文章を踏襲した形で御提示したわけですが、基本計画部会での議論を経て現在のような案文に落ち着いたという経緯があります。

この部分に関しまして、こうした第4ワーキンググループ及び基本計画部会でのこれまでの議論を踏まえ、今回委員から提出された御意見を尊重するとしても、現時点の答申案文について少なくとも重要な調査に関わる業務の全部、または「調査員による実査」業務での「民間事業者の活用」を否定する形で修正を行い、活用の道を閉ざすということは、私個人は以下のような理由から適当ではないのではないかと考えております。

まず第1に、統計調査業務につきましては、平成17年の規制改革・民間開放推進3か年計画以降、累次の閣議決定において、「民間事業者の活用」の一形態である民間開放を推進することとされており、これらと明確に反した方針を打ち出すことは大変困難であると思います。特に、この12月に公共サービス改革法に基づく統計業務の民間開放につきまして、別表の改定が閣議決定がされる予定になっております。

第2に、こうした閣議決定を踏まえて、関係府省は現在重要な調査も含め、約7割の統計調査において、「調査員による実査」業務も含んで何らかの形で業務の民間委託を行っております。幅広く「民間事業者の活用」が進められているという実態があるというのが現実です。

また、公共サービス改革法の運用につきましても、現在は、初期のいわば市場原理主義一辺倒ではない、実情に応じた形での運用がとられているということも申し添えておきたいと思っております。

具体的例として、平成19年の就業構造基本調査、これは調査員調査である指定統計調査でございますが、この調査において福井県越前市で「調査員による実査」業務を民間事業者に委託し、実施した結果、調査票の回収率や記入不備率については規模等が類似する隣接市、すなわち鯖江市ですが、その市が実査業務を直接実施した場合に比べて遜色がないことから、費用の問題についてはかなり課題が残ったとはいえ、民間事業者への委託が直ちに統計の質の低下を招くとは言えないと考

えます。

この統計の質の確保という点に関しましては、この中間報告の中で「民間事業者の活用」に当たり、統計調査の実施プロセスの管理等の措置の検討、導入を提言しており、国の民間事業者に対する必要な関与も求めているところでございます。

更に付け加えますならば、第5として民間事業者の団体においても統計調査業務の受託に前向きに対応するため、推進体制を整え、必要な基盤整備を進めています。

また、第6として、実査をめぐる調査環境が悪化する中で調査員の確保が困難となる一方、民間事業者の体制、能力が相対的に高い都市部等において、これは特に地方公共団体の方から出てきた意見でございますが、段階的に民間事業者を活用する道を否定すべきではないという意見もございました。

なお、念のため申し上げますと、今、申し上げましたような理由から、重要な調査に関わる業務における民間事業者の活用を否定すべきではないと考えておりますが、活用に全く問題がないと判断しているわけではありません。特に「調査員による実査」業務の場合、民間事業者が確保可能な調査員には限界があること、民間事業者は重要な調査に関わる「調査員による実査」業務の受託経験がまだ浅いこと等から、今後、活用に当たり検討すべき課題は多々あると考えております。

このため、重要な調査に関わる「調査員による実査」業務における民間事業者の活用の際には、文章そのままでございますが、「慎重かつ十分な検討が必要」という表現で表しており、今申し上げましたような意味での慎重な対応が必要であるということを示したつもりでございます。

委員の方々からいただいた御意見に関しまして、とりあえず以上の考え方でございます。

竹内委員長 ということございまして、意見をお出しくださった委員の方々から何かまだ御意見がありますでしょうか。

阿藤委員 廣松第4ワーキンググループ座長のワーキンググループにおける議論の概要を今、伺ったわけですが、私自身もこの文章を前回以前に読んだときに、余りしょっちゅう読んでいませんから、この文章自体にいくぶん違和感を覚えたのです。ほかのところは割と納得できたのですが。

そして、そのパブリック・コメントを見ると、この文章は一体どちら向きに書いているのかというあいまいさが非常につきまとっているということを経験した人が感じていらっしゃる。ということは、少なくとも文章自体にも非常に大きな問題があるのではないかと感じた次第です。

更に言えば、今、御説明はありましたけれども、これは結局、統計委員会の立場というものが余りすっきりしていないあいまいさに原因があるのではないかと個人的には感じているところです。

パブリック・コメントにおいて、こういった「民間事業者の活用」、特に実査体制における活用ということに関する反対が大変多い。その理由は今、逆に言うと廣松先生からあったような統計の品質、信頼性というものが損なわれるおそれに対する懸念ではないかと思うのです。あるいは、そもそも民間がこういう非常に基本的なものに取って代わっていくときに、国あるいは自治体を通じた調査体制が弱体化していく。そして、その基盤が崩れていくと、非常に修復に時間がかかり、困難であるという側面と、それからパブリック・コメントの中には相当民間調査への不信といいますが、そういうものが色濃く出ていたと感じた次第です。

それで、個人的には特に国勢調査などのような全数で、かつ母集団フレームとなるような調査については、政府、自治体、統計調査員というラインでしっかり体制を整えて実施していくということが重要ではないかと思っておりますし、私の属しております日本人口学会なども数年前にその線で、特に国勢調査について民間実査体制を入れるということについて反対を表明したというようなこともあります。

そういう意味で、今回こういった大変多くのパブリック・コメントで批判的な意見が出たということ踏まえ、25ページの部分でもう少しはっきりと立場がわかるような、民間の「調査員による実査」業務について「民間事業者の活用」というものを原則としてしない方が望ましいという強い文章を入れてはどうかというのが私の意見でございます。

廣松委員 今、阿藤委員の方から表現上の問題点を指摘されました。その点は確かに考慮すべきかとも考えますが、ただ、現実として恐らく今、100%民間に開放するということはありません。同時に、100%国がすべての業務を行うということも大変難しい。どこかにいわば妥協点を見つけざるを得ない現状ではないかと考えております。その意味から、本質的にどうしても表現が幾分あいまいにならざるを得ないというところはお許しいただきたいと思えます。

ただ、趣旨としては先ほど御説明いたしましたようなことでございまして、パブリック・コメントの中にあつたかもしれませんが、一方でアクセルを踏みながら、一方でブレーキを踏んでいるというような印象を与える点は確かに少し反省すべきかとは思っております。

舟岡委員 まず、先ほど廣松委員の御説明の中にあつた、これまで幾つかの調査で民間開放を行ってきた結果の評価について、私は少し違った認識を持っています。

例えば、越前市で行った調査も越前市にお願いして実施していただいて、越前市並びに福井県、それから統計局がかなりおんぶに抱っこでサポートしてようやくあれだけの成果が出た。そして、隣の市と越前市を比べるとやはり回収率等の決果に、若干というよりも、統計的には有意な差が出てきている。そのようになかなか無理をしてサポートしたことで実施できている。何とか実施できたことは、その後、住宅・土地統計調査の民間開放において、越前市が就業構造基本調査と同じく希望する意向を示したかということ、全く意思表示がなかったことにも如実に現れているかと思えます。

コスト面については廣松委員のおっしゃったとおりで、民間開放すると民間の受託調査機関は予定の予算以上の費用をかけざるをえず、機関によっては2倍を超える費用を負担することになったという事例もあります。

私もただ今、阿藤委員がおっしゃったとおりの感を持っていて、どうも文章表現が部会で議論した内容と少しずれてきているのではないかと思います。私も最終的な表現によく気付かなかったのですが、ずれた理由は、文章の短縮の過程から生じたのではないのでしょうか。部会での議論は別表の56ページの「民間事業者の活用」において、「調査員による実査」業務については」というところで「活用の可能性を十分に検討する」となっていて、これについては、既に部分委託についてはどの統計調査でも実施していますが、包括的な民間開放についても活用の可能性を十分に検討することを意味し、それはそれでよろしいかと思います。

しかし、「特に、以下の調査は」というところでは、活用の可能性というニュアンスは示されてなく、「国政の運営に大きな悪影響が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討する」となっています。この文章だったら、部会での議論の方向のように、少し慎重に、余り積極的に民間開放を行うことが適当な調査対象ではありませんよということを記していると思います。

前半と後半を一つの文章にして短縮してしまったことで、多くのパブリック・コメントに見られるように、少し懐疑の念が示されたのではないかと思います。したがって、誤解を生じないような文章表現にする必要があるだろうと考えます。

門間委員 私の修正案というものは、まさに今、舟岡委員がおっしゃった56ページの別表の表現をベースにしているのです。その意味では、私の修正案でももしかすると不十分だったかもしれないと、要するにこの文章の意味がわからないというコメントが現にあるわけです。

意味がわからないという理由は、そもそも「慎重かつ十分」というのがどちら向きなのかというのがわかりにくいのですけれども、その前段が「民間事業者の活用の可能性を慎重かつ十分に検討する」というふうに書いてありますので、「慎重」というところの意味が、やはり今、舟岡委員がおっしゃったように、民間事業者の活用の可能性をなるべく前向きに慎重かつ十分に普通読めると思うのです。

ただ、それは前向きにというニュアンスを残しながら「慎重」と書いてあるので、どちらなのかなど多くの人が思うのです。

そのためには、やはり別表にあった表現で今グレーがかかっております「調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生じるおそれがあるため」という文言は、実際にワーキンググループでも議論された文言ですし、現に別表にも入っていますので、この文言を生かした上で「民間事業者の活用の可能性を」というのも、本当は取ってしまった方がよいかと思います。

極言すれば、阿藤委員がおっしゃったように、民間開放は原則として行わないということですが、そこまで書くのもどうかという感じもしますので、この別表の表現を生かして、私の修正案を若干修正したようなものに収められれば一番良いのではないかと考えています。

美添委員 先ほど、廣松委員が座長としてまとめられた見解を報告された点ですけれども、100%民間開放はあり得ないし、100%国でやることもあり得ないということは一般論としてはそのとおりで、どこかで線を引くということもそのとおりだと思います。

私が線を引くべきだと言った主旨は、もう既にほかの委員から指摘をされていることですが、国の基幹となる統計、本当に根幹となる統計に関して、これは統計調査員の意見を聞いても、仮に民間の調査だったらやりたくないというような方がほとんどだろうと思います。この件は当然、先般の全国統計大会の折にも統計調査員との懇談の機会があって、大守委員もそういうところに出ているわけですが、民間についてそういう機会に何度もこれまで聞いていますけれども、民間の調査だったら調査員としてやりたくない。その調査員の方たちは、やはり信念を持ってこれまで国の調査に従事してきた。そういう人たちが何万人、何十万人といて国の調査を支えてきたのだろうと思います。

一方、民間でメリットのあるところは幾らでもありますので、その点を開放することはもちろん反対しているわけではないのですが、線を引く一つの例として私はここで意見を書いたとおりですね。「特に」のところですが、「国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査」、ここは阿藤委員が明確におっしゃっているので繰り返しません、これは阿藤委員よりも少し明確に、「国が主体となって実施し、民間開放の対象とはしない」。

ここまで言うておかないと、舟岡委員が指摘されたように、現在民間開放をしている調査はほとんど国や市が実は協力をしている。何のための民間開放なのだろうかという疑問を持ちながら今、何とか実施しているわけです。これはかなり無理な体制だろうと思います。これが仮に今回、実施者というか、市とか国の協力で支持があって何とか民間の業者ができたとして、それが今後継続的にできるかといいますと、多分無理でしょう。国も県も疲れてしまって、それはできない。費用がかえってかかるということになることはほとんど明らかだと思います。

そういうことで、この際、この貴重な機会にその点を明らかにしておくべきだということから、私ははっきり「民間開放の対象とはしないこととする」という文章が望ましいと思って提案した次第です。

吉川委員長代理 私は、結論から申し上げますと、初めに廣松委員がおっしゃった御意見がバランスのとれた御意見だと考えています。

統計委員会の立場は、統計の質を向上させたいということで、それが私たちの基本的な立場だと思います。そういうことからすれば、もとより統計の質が劣化することは許されない。それが統計委員会の立場であって、恐らく多くの委員の皆様方はそういうお考えを持たれていると思います。

ただ、我々が今ここで議論をしていることについては、先ほどから懸念を表明された委員の皆様方は、そうした質を劣化させないためにも、いわば乱暴に民間業者を参入させればそれでうまくいくという乱暴なことは言わないでもらいたいというお考えだろうと思います。原理主義的に民間の事業者ならばすべてうまくいくというようなことは言わないでもらいたいというのが多分、今まで意見を述べられた先生方の御意見だと思います。

しかし、全く同じようなことで、今度は水際で全部民間の事業者は入らないのが良いという議論は、これは現状では違った立場の人たちには私たちといいますか、先ほど意見を述べられたような先生方にとって、民間の事業者さえ入れればそれですべてうまくいくという議論が乱暴に聞こえるのと同じように、民間事業者も水際で入らないでもらうのが良いという意見は同じように極端に聞こえるということを、私たちは統計委員会として認識すべきだと思います。

ですから、先ほど廣松委員はいろいろなことを述べられて、結果としてこの 25 ページの 26 行目ですが、「民間事業者の活用の可能性を慎重かつ十分に検討する」というものは、私は廣松委員が絶妙な表現を考え出されたということだと思います。ここは、いわばこの本文、総論的なところですから、ここでは繰り返しになりますが、「可能性を慎重かつ十分に検討する」。それから先は具体論で、統計の質が劣化しない、させないということが私たち統計委員会としては譲れないことだと思いますし、それを世の中に訴えれば、世の中でも統計の質がどんどん劣化していった良いと思う人は少数派だと思うのです。

大多数の人は統計が大事で、統計の質を保ちたいという良識を持っていらっしゃると思いますから、やはり具体論の中で今後は議論していくことではないかと思います。それが、私の意見でございます。

舟岡委員 吉川委員のおっしゃることは十分理解できます。私は非常に単純でして、先ほどからの繰り返しになりますが、別表の56ページに書かれていた内容で部会での審議は進んだのではないかと。「調査員による実査」業務の民間開放についてその活用の可能性は十分に検討する。これは当然です。

しかし、こういう非常に重要な調査については慎重かつ十分に検討するというので、その趣旨を入れているのが門間委員の修正案だろうと思っています。パブリック・コメントで多くの誤解が生じたことには、2つの文章を1つにまとめ上げて何かあいまいにしまったところにあると思うのです。それならば、やはり議論の趣旨に添うような形で文章表現はきちんと修正した方が良いでしょうと思います。

竹内委員長 まだほかにも御意見はございますか。どうぞ。

東京都統計部 地方の立場から申し上げさせていただきます。

ぜひ民間活用の道を閉ざすような内容にはしていただきたくないと希望します。先ほど美添先生からお話がありましたが、地方と言ってもかなり地域差があり、何とか工夫して民間活用を検討し、実査体制を改善していく必要に迫られているのはやはり大都市だと思います。他県の方のお話の中で、実際にはとりあえず調査員確保については何とかなっているという県もありますが、特に東京などの大都市では、本当にこのまま調査員による実査体制を維持していけるのか、何か考えていかなければならないという状況にあります。第4ワーキンググループの中でも意見は言わせていただいておりますが、必ずしも御賛同いただいておりますが、地域の特性に応じた、実情に応じた民間活用のあり方を我々ももっと検討していく必要があると考えています。活用の余地を残すことによって、活用の可能性が見えてくる面があるのではないかと思います。民間活用について十分に検討が尽くされているという実感を持ってはおりません。ですから、検討課題を地方に課していただいても結構だと思っております。

また、今回、大守委員から出されたご意見の中に、地方自治体の自由度の拡大の可能性というお話がありました。これまであまり強く意見として申し上げてきませんでした。特に経費については事業ごとに支出科目がかなり詳細に決まっているため、必ずしも効率的な経費の使い方ができないという面がございます。都道府県ごとに地域の実情に応じて弾力的に使えるような取扱いをしていただければ、その中で民間を活用する可能性を探っていけると、東京都の場合は考えております。

竹内委員長 どうもありがとうございました。では、出口さんどうぞ。

出口委員 同じような趣旨になるかもしれないのですけれども、今、出てきた議論、パブリック・コメントの中でわかりにくいというコメントがあったという意見と、反対意見が多いからという両方のロジックがあったと思います。

わかりにくいということは、明確な論点なのでそれなりに考える必要があるのかもしれないと思うのですが、反対意見が多いからということに関しては第4ワーキンググループの中でも反対意見

はかなりあって、越前市の例も詳細に検討された。

ただ、他方で統計調査員の質やリソースの限界というのも指摘されてこういう形になったというような経緯があることは確かなので、反対意見が単に多いというだけの理由から明確に民間開放の対象にしないという文章を入れることは、やはり第4ワーキンググループでの議論の論点の一方だけを取ったことになりまして、もう片方の論点に答えたことにならないと思うので、それに関しては先ほど表現の問題が多々指摘されておりますが、やはりその辺の問題を考えないと、これは民間の開放に対してはしないという文言を入れることの逆な意味でのものすごいインパクトがあるので、そこはやはり慎重に考える必要があるのではないかと思います。

竹内委員長 それでは、東京都の方から御意見を伺ったのですが、府省の方の御意見も伺いたいと思うのですが、統計局の方ではいかがでしょうか。

総務省統計局 答申案ですので、私どもが意見を申し上げるのがよろしいかどうかはわかりませんが、どちらかという事実関係の情報提供等をさせていただこうかと思います。

私ども、確かにこれまで各省に先駆けるような形で、当時の総務大臣に強力な旗振りもありまして、いろいろな先行的な事例を行ってまいったことは確かです。その中で、先ほども話題に出ておりましたような越前市の事例などもございました。

1つだけ事実関係を訂正させていただきますと、越前市には私どもがお願いしたわけではございませんで、各都道府県に御相談したところ、手が挙がってきたので私どもが支援したというような実態でございます。実施してみますと相当、市あるいは県の方で支援をした上で精度が確保できたというのも実態ですし、また費用面でも後から事業者に聞きますと、やはり相当足が出ていたということも事実でございます。

そういう中で、実は落札価格のバランスがとれておりませんで、今後の課題としては、例えば入札の度に価格と予算も下がり、そうすると事業者御自身もなかなか将来的に利益の上がない構造になってくる可能性も結構高いであろうと思っております。それほどまでに、統計調査の実査というものは相当労働集約的な面があって、なかなか採算性が取りにくいと思います。これは、一部事業者の方とお話をしましたら、そのように伺うことがございますので、その意味でここを余りビジネスチャンスとして捉えられることは現実的ではないかなと、私個人的として感じております。

ただ、私どもとしては閣議決定もございまして、きちんとこういった課題をどうやってクリアしていけば良いかということで考えてまいりたいと思っております。そういうことで、私ども閣議決定を尊重して対応するというのが基本スタンスでございます。

ただ、全体といたしまして統計の正確性、または調査対象からの信頼確保というのが1つの大きな柱でございます。これは譲れない柱でございますし、もう一方で統計業務の効率化の一層の向上ということがあって、それを両立させるというのが課題でございます。

そういう中での対応をしているわけですが、その意味では先ほど東京都がおっしゃった御意見は私どもも理解できるところです。いろいろな活用策を排除するべきではないということは、私ども全くそのとおりですし、また先ほど吉川先生もおっしゃったように、制度に影響を与えないことを踏まえ、いろいろな方法を考えるべきだということも全くそのとおりだと考えております。

その中で、一番センシティブなセンサス等のものをどう扱っていくかというのが今回の論点なのであろうと思いますので、私自身も民間開放に対して後ろ向きということではなくて前向きではありますが、その中で一番コアの部分はどう表現していただくかというのがここでの議論なのかなと思います。

その辺りは、むしろ答申案については委員会の方でおつくりになりますので、私からどうしてくださいということは控えさせていただきたいと思います。

竹内委員長 ほかの府省はいかがですか。経産省からは何かありますか。経産省はこの問題についての御意見はどうでしょうか。

経済産業省調査統計部 もともと重要な統計をどうするかという前提が付いての話ではあるのですが、民間開放を一切閉ざしてしまうという形はやはりいろいろと考えなければいけないかなと思っています。我々は実際に実査をいろいろな地方自治体の方と相談しながら実施しているわけですが、現実問題として今経済センサスの議論でも相当強く言われていますけれども、今の調査員制度というものはこのままでは成り立たない。何とかその調査員制度を考え直してくれないかという強い要望も出ております。

特に経済産業省関係の調査というものは、調査項目が非常に難しくなっている。だから、今までのような調査員制度ではこの調査項目ではなかなか対応できない。むしろ統計に対するニーズが高まっているということによってそういう難しい問題も出てきているというようなことも伺っていますので、経済産業省としては調査員制度において民間活用が一切閉ざされるような表現というのは、正直言うとやはり避けた方が良いのではないかと思いますし、まさに先ほど東京都さんがおっしゃったように、個別地域の状況等々も踏まえながら個別に考えていくのが良いのかなと思っています。

それから、調査員制度とは直接関係ないのですが、今、我々も民間活用ということで企業活動基本調査等、民間活用を行っておりますけれども、正直言うと我々がやるよりは非常に高い回収率も得られているようです。それはどうしてかということ、やはり民間なりのいろいろな創意工夫、知恵というものがあまして、こういったものは我々も参考にして活用したら良いのではないかなというようなこともありますので、そういう民間の知恵を借りるという意味でも、道を閉ざしてしまうことだけは避けた方が良いでしょう。もちろん統計の劣化は避けなければいけないという大前提はおっしゃるとおりですが、一方で閉ざすことは避けた方が良いのではないかなというのが我々の考え方です。

美添委員 私の文章を正しく読んでいないように思います。私は、完全に閉ざせとはどこにも言っていないので、民間に利点のあるところですね。有意なところはどんどん開放すればよい。経済産業省のおやりになっている調査も、ほとんどはそういう性格のものだと思います。そうでない調査ももちろんあります。例えば、商業統計を開放しても、良い結果は生まれないだろうと私は思います。

私が言っていることは、周期的に行われる大規模調査が典型で、国勢調査を民間に開放して民間ができるかということ、これはまず間違いなくできません。5年に1回だけ大量の調査員を動員する。

そのような調査員を普段から確保している。こんなことはあり得ないわけで、これはお互いにとって大変迷惑なことだと思います。

何が迷惑かという、現状、民間開放をすることはすべての指定統計にかかって義務となっていますので、今後の基幹統計に関しても同じ民間開放が条件として要請されるわけです。そのためにうまく民間が出るような調査であれば良いのですが、私の念頭に置いている国勢調査や今後導入される経済センサスではそのようなことはまず望めない。これは、私の今までの経験に基づく判断ですが、個人的には正しい判断だろうと思います。その程度の信念に基づいて議論をしたいと思います。

したがって、ここの部分だけに限っては民間開放の対象としないという整理がお互いにとって得策だということはほとんど明らかだと私は思っているのだからこういう書き方をしたわけです。

繰り返しますが、民間活用の道を完全に閉ざそうなどとは私はどこにも書いたつもりもないし、もしそう読まれたのなら、それは私の主張したいことではありません。特別な点だけに限って線を引きたいと言っているわけです。

竹内委員長 この問題についてはまだ御意見があると思いますが、少し整理させていただきます。

まず、民間開放すべきか否かということについて、原理主義的な議論をしても意味はないと思うのです。つまり、本来こういう国の統計は全部国が責任を持ってやるべきだという議論をしたり、本来それは市場原理に任せてやれば良いというような議論をしても意味はないと思うのです。というのは、理想的な状態の下にならばどちらでもうまくいくと思うのですけれども、今はどちらの下にとってもはなはだ理想的でない状態です。つまり、非常にお金も不十分だし、人員も不十分です。

そうすると、現在の状況の下で、さて一番何とかうまく行っていくにはどうしたら良いだろうかということをお求めざるを得ないと思うのです。この場合、民間開放について言うと、民間開放を初めからシャットアウトするというのも問題外であるし、だからと言って民間に全部任せてしまうというのももちろんすぐできないことは明らかです。そうしたら、どこで一応線を引いて、当面どこまでやるかということだと思ふのです。

そうすると、この原文では、一応国勢調査とかその他の、いわゆる基幹統計の中でも更に基本となる統計、つまりほかの統計の更に基礎にもなるような統計は、これは慎重にやらなければいけない。その他の統計は積極的にやったら良いでしょうということ、やはり線は引いてあると思うのですが、この元の文章だとそれが非常によく似た表現になっているので、そこに線が引いてあるのか、ないのか、わからない。つまり、両方とも同じように表現しているのか、違うと言っているのか、少しはっきりしないということだと思ふのです。

私は、そこはやはり区別することが望ましいと思います。つまり、基本になる統計については慎重であるべきである。慎重でというのは、絶対にやらないと書いてしまうことも適当でないと思うので慎重に検討する。ただし、そこについては可能性を慎重に検討すべきであるという文章は、可能性がないことが結論として出てくるかもしれないということも含めて議論をするということ、
「可能性を慎重かつ十分に検討にすべきである」という表現を入れれば、ある程度良いと思います。

その場合に、結局私が見るところでは、国勢調査を民間開放するということは、事実、幾ら可能

性を検討してもあり得ないと思うので、これは美添さんが御心配なさるかもしれないけれども、別に国勢調査をやるなど書かなければ国勢調査が民間開放されてしまうということはほとんどないのではないかと私は思います。

そういう意味で、こういうことを言うのもおかしいですけれども、文言の上でよその委員会との間で余計な波風を立てるのも余り望ましくない。これは臆病かもしれませんが、私はそういう面も考えましたので、やらないという表現はしないでおきたい。しかし、やはりそこはこちらのものについては十分慎重に検討するという文章にした方が良いのではないかとと思うのです。

そういう点で、私の提案をさせていただきますけれども、門間さんがさっきおっしゃってくださったことで、実は56ページに書いてあることですが、門間さんの提案を少し受け入れて、特に国の統計全体の精度や国政の運営に大きな影響を及ぼすような基本的な統計については、その可能性を十分慎重に検討するというふうな表現にさせていただいた方が良いのではないかとと思います。

ただ、それで少し私が気になったことは、その前にその可能性を尊重するということと、十分慎重に可能性を検討するということが何か似たような文章になってしまっていて、それが何か同じことを言っているのではないかとされる危険性があるので、その「慎重に」というところはもう少し上と下の表現を変えた方が良いのではないかと少し考えていますが、何かその辺で適当なものがあれば。

舟岡委員 私は、門間委員の修正案をベースに、若干変える必要があるだろうと思います。若干変える点は、56ページの別表の表現そのままでは良いのではないかとと思うのですが、それを少し変えるとすれば、門間委員の修正案にある「大きな悪影響が生じるおそれがあるため」の以下について、「これらの調査に係る」を取って、「調査員による実査」業務に民間事業者を活用することについては慎重かつ十分に検討する必要がある」とする。これだと、別表の趣旨にほぼ沿うのではないか。

竹内委員長 本文は何ページですか。

舟岡委員 本文は25ページです。

竹内委員長 「その際、特に」という文章からですね。「係る「調査員による実査」業務については」で、そういう可能性が生ずるおそれがあるためという文章を入れて、「慎重かつ十分に」と。

舟岡委員 門間委員の修文は別表の3ページですが、「大きな悪影響が生じるおそれがあるため」を引いています。

竹内委員長 別表そのままです。

舟岡委員 そのままでも私は良いと思うのです。別表に記載があって本文にも記述するのは他にないので、別表の表現をそのまま持つてくるのも良いのではないかとと思います。

竹内委員長 この文章をですね。そうすると、この別表のところの記述はやめるわけですね。それで、「可能性を」という言葉は取るのですか。

舟岡委員 そうだと思います。別表そのままでしょうか。

美添委員 別表のどこを取るとおっしゃっているのですか。特に「慎重かつ十分に検討する」だけを取るのですか。

竹内委員長 今回の提案は、別表のこのままの形で全部本文に入れて、その代わり別表のこの部分は削除したらどうか。確かに別表の中では具体的なことが最初に書いてあって、その次に一般的なことが書いてあるから、とにかく、「調査員による実査」業務については云々という丸のところを全部別表の文章をそのまま本文に持って行って、そして別表の部分は削除するというのが今、考えられた提案のようです。その場合に、きちんと門間さんの言われたような文章はそこに入っているわけですが、それではいかがでしょうかということです。

廣松さん、そういうことでこの整理の仕方はどうですか。

廣松委員 今回の案は、実は元のバージョンに戻すということです。たしか最初のバージョンではこの から までを列挙してここに入れていたはずですが、ですから今、委員の方々の御意見で、この文を本文に移すということであれば、それで特に異論ありません。

竹内委員長 第4ワーキンググループの趣旨にも一致する。その辺でいかがでしょうか。では、阿藤さんどうぞ。

阿藤委員 少なくともあいまいさが大分削られると思います。

それで、もう一つ言えば「慎重かつ十分に」と、「十分に」も上と重なっているのです。上にも「十分に検討する」とあって、「特に」とくるから、これは「慎重に検討する」ではだめなのですか。もともと非常に混乱したことには、「活用の可能性」という言葉が両方にあったり、また「十分に」とあったり、そういうことが非常に混乱を起こしていたと思うのです。

ですから、上で「十分に検討する」。これは当たり前のことなので、「特に」と言って非常に基本的なものについては慎重に検討するというふうに言い切った方が私はわかりやすいと思います。

門間委員 その場合は「特に」ではなくて「ただし」の方が良いと思います。

竹内委員長 それはまた、「ただし」だと、余りにも否定することになるという御意見もあるようですけれども。

美添さん、どうですか。こちらの案ではいかがですか。

美添委員 これならばかなり違和感は削られるのですが、私は念のために言いますが、現状では民間開放のためにすべての指定統計に開放の手続きをしなければいけないということは、かえって国も地方自治体も負担になっているという認識があるものですから、ここで発言をしたかったのですが、それがかえって保守的な影響を与えるという吉川委員の判断もあるようですので、無理に強い主張はしないつもりです。

ただ、この問題意識は是非とも統計委員の皆さんには共有していただきたいと思っています。

廣松委員 修文のことに関しては今、案が出ましたものを中心に委員長の方でまとめていただければ、私はそれで良いと思います。

ただ、一言だけ、これは答申文に書けることではないのですが、やはり私個人も、今の分散型の下で、かつ地方の法定受託事務になっている統計調査の業務に民間事業者を活用するというにはかなり無理があると思っています。ただし、それは単にこの統計委員会の内部で収まる議論ではなくて、当然、官民競争入札等監理委員会さらには地方分権とも絡む話であって、そこを今後どういうふうに整理していくか。その点はある程度、統計委員会の方から意見を言わないと、なかなか

理解していただけないような側面があるように思いますので、この基本計画とはまた別の形でいろいろなタイミングで統計の現状というものを統計委員会の方から発信をしていくべきであろうと思います。

竹内委員長 廣松さんの御意見はごもっともだと思いますが、それはとりあえず統計の基本計画の中には入れられないことだと思いますけれども、やはりいろいろな各方面の関係も十分考えていかなければいけないので、それは今後の統計委員会としての課題だろうとは思いますが。そういうことを頭のどこかに置いておいて、それではこの文章はこういう形で、今の「十分」ということを入れるか、入れないか、もう少し慎重かつ十分にながめてみて決めたいと思います。

吉川委員長代理 今、廣松委員が言われたこと、あるいは他の委員が発言されたことは、この答申をされる時に委員長が委員長の御意見としてこの答申とは別に、答申を出すときにステートメントを出されればよろしいのではないですか。

竹内委員長 では、この問題はそういうことで、本当に細かい文言の訂正等はお任せいただいて、この56ページの文章を25ページのところに入れるということで、皆さん完全には御満足いただけないかもしれませんが、御了解いただけましたらと思いますが、それでよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございます。

それでは、今の資料2の「パブリック・コメント等を踏まえた各委員提出意見」で、「国と地方との連携の必要性」ということです。

内閣府統計委員会担当室長 その前に、第1と第2もまだ残っています。

竹内委員長 第1と第2を残して第3にいたしました。

申し訳ありませんが、大守さんが出してくださった意見の部分が残っていました。それから、阿藤さんの出された御意見等があるわけです。

大守さんの出された御意見があります。その第1が、「国民にとっての有用性をいかに確保するか、すなわち、ニーズに応じた十分な精度を持つ統計を如何に的確に整備していくか」云々で、「十分な精度を持つ」というものを入れるということですね。

それから、2番目もついでに申し上げますと、「非正規雇用の概念を整理しつつ、その実情を、少なくとも年に一年以上」云々ということですが、それにつきまして大守さんから何か付け加えて御意見はございますか。

大守部会長代理 特に付け加えることはございません。今回修正案として提出したものはパブリック・コメントを踏まえたものということで、私個人は原案でも良いと思っていたわけですが、せっかくパブリック・コメントをいただいたので、私なりに、既に十分反映されていると思われるものと、まだ反映の余地があるかと思われるものを整理して、後者について修正案の形にするところかなということでありまして、いずれも私個人として強い意見ではありません。

せっかくパブリック・コメントを募ったのに余り文言は変わっていないということもどうかという観点から修正案を作ったという趣旨であります。取扱いは皆様の御意見とか、委員長の御判断にゆだねたいと思います。以上です。

竹内委員長 そうということですので、私としては「十分な精度を持つ統計」というものは既に二

ーズに応じていけばそれで良いのではないかと思います。十分な精度を持たなければニーズに応じられないはずですから、そこは入れなくて良いのではないかという気がします。

それから、「非正規雇用の概念を整理しつつ」ということにつきましては、非正規雇用の実態について十分統計を取る必要があるということはそのとおりですけれども、概念の整理ということは統計を取ることと大いに関係はありますが、別の少しずれた次元の問題でもあると思うので、ここに「非正規雇用の概念を整理しつつ」ということを入れてもどうかという気もするので、申し訳ありませんけれども、これも原案のとおりにさせていただきたいと思っています。大守さんには、そう御了解いただければとありがたいと思います。

それから、「国と地方の連携の必要性」のところでは、4か所あります。

第1の点は、「国は関係の予算や人員の確保の責任をもち、地方自治体は国のそうした取り組みを尊重する」ということになっていますが、実は「地方自治体は」というふうな形を国の基本計画の中に入れることは少しまずかろうという気もするのです。つまり、これは国の基本計画ですから、地方自治体が何をそうやれという命令をするところではないという気もするので、私はこれは入れない方が良いのではないかという気がします。

それから、その次に「地方公共団体の統計部局による統計の利用・普及活動を支援する」というところで、この「統計部局」を消すというふうな御提案だと思うのですが、これは私も賛成です。つまり、別に統計の利用・普及活動は統計部局に限っているわけではないので、統計部局以外のところが実施して下さる必要も大いにあるわけですから、それは消した方が良いでしょう。

それから、その次に「地方公共団体の自由度の拡大の可能性」ということですが、これは先ほど東京都の方からも御意見がありました。東京都の方の御意見としてはこういう言葉は是非入れた方が良いのではないかという御意見ですか。いかがでしょうか。この点について何かございますか。どうぞ。

総務省政策統括官 この辺は、非常に微妙かなと思っています。つまり、今の人件費を考えますと、都道府県の人件費というものは統計専任職員費というものを国がまず担保しているというか、計上している。他方、市町村段階になれば交付税で措置しているわけです。

そういう中で、今の道路の特定財源のように自由度を付与するという議論をした瞬間に、ではそこは統計の世界で閉じないで、もっと都道府県全体のニーズの中で自由に使っていくべきだという議論に、極端にいけばなっていくおそれがあります。また、そういう全体の中で自治体の自由度を非常に拡大して、その自治体の中での優先順位でお金を配分していくという議論に対して、あるものはどうしても担保してもらわなければ困るという意味で、特定のスキームを例外的につくっていくということだと思ふのです。

その一つが、今の都道府県レベルでの専任費だと思ふのです。その自由度ということを使った瞬間に、どこで止まるのかというのがわからないという問題があると思いますので、このところにあえて「地方公共団体の自由度の拡大の可能性」を入れるということは制度的に非常に大きな問題に発展する可能性があるのではないかと思いますので、むしろ今は原案のように基準単価と交付対象範囲等の運用の改善、この辺の例示にとどめておいていただくのが良いのではないかと思います。

す。

竹内委員長 私も今、統括官がおっしゃったようなところの問題について、地方公共団体の自由に任せればそれで良いと必ずしも言えないかもしれないという問題もあるので、これはそういういろいろな交付税の在り方や補助金の在り方の制度の変更、制度を変えることも絡めて議論しないといけない問題だろうと思うので、今ここでは少し入れにくいのではないかという気がします。

美添委員 この問題は、第1ワーキンググループでも随分時間をかけて議論をしました。

それで、結論から言って今、統括官が言われたように、やはり地方統計機構をいかに維持するかという視点が重要であって、この時点で自由度の拡大という方向を明確には打ち出せないというか、むしろ否定的な意見が強かった。

それは、結果として、ただでさえ維持するのに苦労している機構の衰退に直接つながるという懸念がかなり強く表明された。今回そのリスクは侵さないというのが第1ワーキンググループの結論で、これは全員から了解をいただいたことです。

先ほど廣松さんも、自分で書いたところは保守的になられていましたが、私も自分でまとめたところは皆さんの意見を何とかすり合わせてここまでまとめたので、できればこのままにしていきたいと思います。

竹内委員長 いかがでしょうか。私もここにこれだけ入れることは今、美添さんがおっしゃったような危惧の念もあるので、避けたいというのが正直なところですから、東京都の方には申し訳ないけれども、原案どおりにしたいと思うのですが、委員の方はいかがでしょうか。

では、そういうことにさせていただきます。

その次は、「民間事業者の活用の可能性」ということです。民間事業者の活用の可能性については今までさんざん議論したわけですが、統計調査員の精度の在り方と関連して民間事業者の活用の可能性を検討する必要があるということは大いにあり得ると思うのです。

しかし、国と地方の連携の必要性というところで民間事業者の活用の可能性ということをごだけ急に出すと、もっと民間事業者を地方でも活用した方が良いのではないかという方向にだけいつているようにとられるのも少し具合が悪いと思うので、やはり明文では入れないということにしたい。これも私も保守的な方にだんだん寄ってきたようで申し訳ないのですけれども、いかがでしょうか。大守さん、どうでしょうか。

大守部会長代理 特に異存はありません。

ただ、一般論として、先ほどの答申のときの別添ステートメントみたいなもののエレメントにもなるのかも知れませんが、調査員制度のあり方を考える上で、民間事業者にどの程度のことを長期的にゆだねることができるかという点が、いわば表裏一体の問題だと思いますので、それについて言及しても良いのかなと思った次第です。民間委託について特に積極的に行うべきという趣旨で入れたのではなくて、パブリック・コメントを読んでいてそういう感じがしたので書いてだけで、特にこだわりません。以上です。

竹内委員長 では、そこはそうさせていただきます。

それから、阿藤さんから2つ御意見が出ています。

まず6ページですが、上の「特に基幹統計については、その重要性に鑑み、国民に報告義務が課せられていることを周知することも必要である」とあります。これは法律の中にきちんとそのように書いてあるので、わざわざここに特記しなくても良いだろうというのが事務局側の御意見で、私もそうかなと思うのですが、阿藤さん、これはやはりあった方が良いですか。

阿藤委員 前に一度そういう意見を出したことがあったことがあり、今回パブリック・コメントにも2件ほどそういう私の意見と合うような、統計への協力が義務であるということ踏まえてというか、そういうコメントもあったものですから、改めて問題提起をしてみたということです。

竹内委員長 私も、何らかの意味でやはり国民に報告義務があるということは明確に広報した方が良いと思います。そうでないと、最近政府は表面的には国民に対して低姿勢になるというのが何となく癪みたいなものですから、どうか御協力をお願いいたしますというようなことを言って、報告義務があるということは角が立つから言わないというようなところも少しあり過ぎるという気もするので、やはり報告義務はあるのですよということは何らかの形で言った方が良いと思いますので、それは良いのですが、基本計画の中にこういう形で特に入れる必要があるかどうかということとはまた少し別の問題であると思います。皆さんの御意見によりますけれども、入れても入れなくても良いと言っては変ですが、これを入れなかったからこのことをないがしろにするということにはならないと思います。では、とにかく一応原文どおりということにさせていただいたらどうかと思います。

その次に、「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備・充実」ということですが、阿藤さんからこれの説明をしていただけますか。

阿藤委員 これも、パブリック・コメントで出てきた問題なのですが、実はこの「21世紀出生児縦断調査」というものは第3ワーキンググループでかなり議論をしたのです。

ただ、その議論の論点は基幹統計に入れるかどうかということでした。非常に重要であるが、サンプル脱落の問題や、長期にわたって調査対象者が調査を受けるというような特殊性から、これを基幹統計にするのはどうかということで、そこから候補として落ちた経緯があります。

しかし、それだけ重要だと言っておきながら、これについての改善点とか、そういうことを議論し忘れたかなと感じていたのです。

2001年に始まった「出生児縦断調査」なのですか、もちろん標本も少しずつ落ちてきているのと、どうしても2001年のコーホートといいますが、赤ちゃんのコーホートですけども、例えば出産前後の女性の仕事と出産の関係とか、育児休業の取得云々とか、そういうことでデータとしては非常に重要なものが得られて政策などに活用されているわけですね。

そういう重要性もあるということですが、ただ、それはあくまでも2001年の出生児についてのものであって、ここで改めて例えば2010年のコーホートといいますが、別のコーホートを取るということは、更に新しいデータでありますから、それについての例えば出産と仕事の関係とか、そういうものを改めて分析する。そういう素材があったらコーホート間の比較もできるとか、より信頼性の高いファインディングが得られるというふうなこともあって、これは非常に検討に値するのではないかと個人的に感じた次第でございます。

竹内委員長 これは、厚生労働省に関係していることになると思うのですが、厚生労働省の方としてはいかがですか。

厚生労働省統計情報部 今おっしゃった問題は、パネル調査の本質的な部分の問題でございます、その重要性は当省としても認識しております。御指摘の方向で検討させていただきたいと考えております。

具体的に文言をどうするかということにつきましては、事務局を通じて委員長と少し御相談をさせていただきたいと思います。

竹内委員長 もし具体的なものについて御意見がありましたらお寄せください。

では、厚生労働省の方の御意見も伺って、文言は少し訂正するかもしれませんが、この件はここに入れさせていただきたいと思います。

大沢さんは、多分同じ御意見だと思いますけれども。

大沢委員 はい。同じですので、繰り返しません。

竹内委員長 そういうことでよろしゅうございますか。それでは、それでパブリック・コメントに関する御意見はおしまいでありまして、次が農水関係です。

農水省の関連で、地方分権推進委員会の審議状況を踏まえた修正案について意見交換を行いたいと思います。修正案について、事務局からまず御説明をお願いします。

内閣府統計委員会担当室長 実は、地方分権改革推進委員会は現在もまだ会議の最中でありまして、そちらの終了を待ってこの議論をこちらでする予定でしたが、まだあちらで検討中という情報でして、22日までの間になるべく早く案を作成して皆さんにお送りして御意見を伺いたいと思っておりますので、本日はこの件に関しては、すみませんが、こちらから案をお出しすることは控えさせていただきます。

竹内委員長 実は、あちらの委員会は4時までには終わるということでありましたので、これまでの議論はなるべく4時以降まで延びるようというのを私は考えていましたら、大分延びてしまったのもう大丈夫かと思ったらまだ終わっていないらしいので、申し訳ありませんが、こちらより向こうの方が余計に延びているようです。そういうことで申し訳ありませんが、これは次に回させていただきます。

そうすると、別表の項目整理部分の修正ですね。その他の確認ということですが、それについても事務局からお願いします。

内閣府統計委員会担当室長 前回、別表の整理ということで案をお出ししましたが、委員の方からいろいろとこれは復活すべきでないかというような御意見もありまして、基本的にそれを踏まえまして更に修正案を今日おつくりしてあります。

それで、基本的に削除に異論があった項目については元に戻してあります。そういうことで、別表を適宜ごらんいただいて、これで特に問題がないということでしたら、これを最終の案とさせていただきたいと思います。

竹内委員長 削除しない方が良いという御意見のあったところは原則として戻して、技術的にもう既に早く決まってしまうと今更ここに書いても仕方がないということや、もっと先送りするはず

のことなどは落したということで、大体整理されているはずであります。

何か御意見がありましたらおっしゃっていただいて、全部一々見ている暇はありませんけれども、ぱらぱらとごらんいただいて、何か御意見があったらいただきたいと思います。何かございますか。頭の方から見て行っていただきたいと思います。

特に御意見がなければ、一応これでやらせていただきたいと思います。どうしても見落としていたけれども、是非何とかしてくれという御意見がありましたら、事務局の方へお寄せいただいても結構ですが、余りそれは歓迎したくないと思います。

それで、大体基本計画に関する議論は大筋においてはここまでとさせていただきたいと思います。次回は統計委員会としての案を出すことにいたしたいと思います。先ほどからいろいろありまして、若干まだ事務局にお任せいただいて修正をしなければならぬところはありますけれども、その修正はお任せいただきたいと思います。そういうことで、全体はそこでまとめてしまいたいと思うのですが、事務局と委員長に任せていただきたいと思います。

何か全体を通じての御議論、御意見はございますでしょうか。

それでは、審議の順番がいつもと変わりましたが、「部会の審議状況について」をお願いいたします。「人口・社会統計部会の審議状況について」ということで、阿藤部会長からお願いします。

阿藤委員 それでは、資料3に従いまして御報告をさせていただきます。

去る11月26日に、「平成21年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について」、第1回目の審議を行いました。今後、2度ほど審議を行って結論を出す予定であります。その第12回人口・社会統計部会での審議状況について御報告をいたします。

まずは、審議に先立ちまして事務局から諮問の概要、諮問時における統計委員会での議論、基本計画、中間報告における関連する指摘事項についての説明がありました。

次に、調査実施者である総務省統計局から、今回の調査計画の内容、統計委員会での委員の意見に対する回答などについて説明がありました。

なお、前回の統計委員会において、モニターの性格をあぶり出すような調査事項を盛り込むべきというような意見がございましたが、このモニターと全国消費実態調査の客体との性格の違いを把握するために、アンケート調査を実施して検証することを検討したいという旨の回答がございました。

今回、回数を短くしているものですから、部会審議を効率的に行うために事務局を通じて各委員、各専門委員の御意見をあらかじめ聴取し、それを踏まえて私の方で論点メモ(案)を用意して会議に臨みました。

論点メモ(案)について、事務局から説明した後、今日の資料3の1ページ目にあるような質疑がございましたが、特に新たに論点として追加すべきものはないというふうになりました。

したがって、論点メモに沿った審議を始めたわけでございます。かなり議論が順調に進んだと思われま。

全国消費実態調査と全国単身世帯収支実態調査に区分いたしまして、それぞれの論点を整理して議論に入りました。全国消費実態調査の論点につきましては、時間の許す限り審議を行うというこ

とで第1回を議論いたしました。

2ページでございますけれども、「全国単身世帯収支実態調査の位置付けについて」ということで議論を行いました。この論点は、若・中年、つまり60歳未満の単身世帯を捕捉するためにモニター調査を導入することとしているが、適当かどうか。また、これは承認統計調査、一般統計調査として実施する計画であるが、その意義、位置付け等から見て適当かというものでございます。なかなか統計学的とか、教科書的に言えば適当ではないということもございますけれども、単身世帯がつかまえにくいということもあって、特に異論はなく今回のモニター調査の導入は適当ということになりました。

それから、全国消費実態調査の乙調査、これは個人収支簿調査でございますが、この位置付けについて、2ページの下段の方でございますけれども、審議を行いました。ここにおける論点は、乙調査については家計調査終了世帯を対象に実施しているが、その意義、位置付け等から見て適当かどうか。また、家計の個計化への対応が指摘されていることを踏まえて、乙調査の改善等は必要かというものでございました。

そこで、そこでございますような議論がございましたが、結論的には乙調査の現行方式での実施が適当であり、個計化については今後更に改善を検討することが必要であるというふうにされました。

それから、3点目です。3ページ目になりますが、「調査対象及び標本設計について」でございます。この論点は、1つ目は標本設計というものが適切になっているかどうか。2つ目は、2人以上世帯数を約2,000世帯縮減する計画であるが、精度上問題はないか。3つ目は、寮・寄宿舎に対する調査、これは600世帯従来行っておりましたが、それを廃止することに伴って単身世帯の調査対象数が前回よりも少なくなることとなるが、精度上問題はないかというものでございます。

これについて、3ページの中段のような質疑がございましたけれども、標本設計については基本的に特に問題はないという結論になりました。

それから、「調査方法について」は3ページの下段でございますが、「調査方法について」審議を行いました。これについての論点の1つは、今回調査から実査における民間事業者の活用が可能となるような措置を講ずることとしているが適当か。2つ目は、地方公共団体の負担軽減を図る観点からコールセンターを設置することは適当か。3つ目は、調査客体の利便を図る観点からオンラインによる申告方法を導入することは適当かどうかというふうなことでございまして、その3ページ目の下段にありますような議論がございまして、調査方法についても適当であるという結論になっております。

それから、「調査事項について」でございます。これは、3ページの一番下からでございます。これについては、審議に入りましたが、途中で時間がきたので基本的には次回引き続き審議することになっておりますが、特に電子マネー欄の追加、通信販売の購入地域の記入方法、耐久財等の調査票等については幾つかの御意見が出ておりました。そういうことで、これは途中で時間がきましたので次回に引き続き審議することになったということでございます。

以上、御報告申し上げます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。非常に詳しく、技術的な部分も含めて御議論いただいているようですが、何か御質問あるいは御意見はございますか。

特に御質問、御意見がなければ、人口・社会統計部会の委員の皆様方、部会長を始め引き続き御議論いただいて、1月には答申案をまとめていただくということになります。よろしく願いいたします。

それでは、次に産業統計部会の審議状況について舟岡部会長からお願いいたします。

舟岡委員 それでは、最初に第9回産業統計部会の結果概要について御報告いたします。

第9回の産業統計部会では、「2010年世界農林業センサスの計画について」の審議をいたしました。審議は11月28日に第1回を行い、あと2回、合わせて3回の審議で答申案を作成する予定であります。

まず最初に計画の趣旨、今後の検討スケジュール、調査計画の内容等について説明が行われました。私が事前に農林業センサス計画について作成した論点メモを、委員、専門委員の方々に説明し、そして委員から2点追加的な意見が出されました。

私の論点の第1は、調査対象に関してです。「農林業経営体」が前回調査から新たな調査対象の概念として登場しましたが、この検討が十分かどうか。それから、「農林業経営体調査」の調査客体候補名簿の作成において、不在村の山林所有者等が的確に捕捉できているか。さらに、農業集落調査においては「農業集落精通者」が調査対象になりますが、これは適切に選定されることになっているか。以上が、「調査対象」についての論点で、当日の部会で審議が行われました。

このほかの論点は、調査体系、調査方法、調査事項、集計事項、その他であり、これらの論点については次回部会で議論する予定になっております。

委員からの意見により追加された論点としては、1つが流通の多様化を把握する調査事項として、出荷先についての情報を更に詳細にとる必要があるのではないか。2つ目が、前回農林業センサスから農業と林業を同一の調査票で調査を実施することといたしましたが、その両方を合わせて営む経営体の農家林家についての集計表に不十分な点があり、追加の集計が必要である。以上が追加された論点で、合わせて議論することとされました。

当日は、「調査対象」についてだけ議論が終了いたしました。「調査対象」についての論点は3つあります。第1が「農林業経営体」と「事業所」の概念・定義についてです。相違しているのか、それとも、同一なのかをめぐって意見が交わされ、次回改めて検討することといたしました。

第2が「林業経営体」の捕捉に関してです。私有林面積の25%が不在村の山林所有者によるもので、林野庁もその不在村者対策を課題としています。農林業経営体調査で把握が困難としても、農山村地域調査で把握する必要があるのではないかとの意見が示されました。

第3が「農業集落精通者」の選定についてです。「農業集落」を対象として「農山村地域調査」が行われますが、その調査客体として予定している「農業集落精通者」が農業集落について十分に理解しているかをめぐって議論がありました。これについては、「農業集落」の単位で「農業集落精通者」を選定するとともに、複数の精通者に協力してもらう体制をとるので、混乱はないとの意見が出されました。

審議の結果、「調査対象」に関する論点のうち、「農業集落精通者」の選定についてはおおむね妥当である。「農林業経営体」の概念については「事業所」との相違について次回までに実施者が整理する。不在村所有者の所有林、私有林の把握については「調査事項」を審議する中で併せて議論することとされました。

続けて報告しますか。

竹内委員長 次の第10回のものとは全く違う内容のようですから、この第9回の産業統計部会、簡単に言えば農林業センサスの計画についての御審議について何か御質問、御意見がございましたら伺いたいと思います。

もしなければ、次にいっていただいといます。

舟岡委員 第10回産業統計部会においては、第2回となる「造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」の審議が行われました。

前回部会では、どのような点について議論すべきかを中心として、委員、専門委員から御意見をいただきました。それを踏まえて、私が作成した論点メモの内容について説明が行われ、その論点に従って審議が行われました。当日、すべての論点について議論が完了しておりますので、論点ごとに少し詳しく御説明したいと思います。

最初の論点は、「造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の意義」についてであります。両調査とも、鉱工業指数、国民経済計算確報・確々報に活用されて、Q Eの作成においても間接的に利用されていて、現時点でも十分重要的統計である。

調査対象についてはかなり下位の階層までを対象としていますが、そうする理由は行政施策上でいかなる目的があるのかとの質問に対して、実施者から、造機調査の結果は我が国の企業がダンピング等の不適正な商行為を行っていないことを国際的に示すデータとして用いている。鉄道車両等生産動態統計調査の結果は、それを営む事業者の経営の安定、技術力の向上などに関連した施策のための基礎資料として用いている。そのような報告がありました。

そして、民間団体の専門委員から、鉄道車両等生産動態統計調査について、受注契約等の会計数値にかかる結果を参考として、次年度の業務量を作成している業界企業もある。

また、生産動態統計の中でも受注を調査しているのはこの2つの統計調査ですが、受注は業界の繁忙状況を知るための重要なデータであって、是非必要な情報である。現在では海外企業が把握しているデータを始めとして幾つかあるけれども、公的統計としては船舶、鉄道車両の受注の状況についてはこの統計に限られていて、そういう国内に信頼性の高いデータが存在することは非常に望ましく、幅広く活用されているということでありました。

以上のような審議を踏まえて、両調査とも十分に意義のある統計調査であるとの結論となりました。

第2の論点は、「調査周期」についてであります。調査周期は、今回計画から鉄道車両部品に係る調査を四半期調査にしていますが、「鉄道車両用部品製造業」の出荷額は、工業統計表によりますと「鉄道車両製造業」の出荷額の半分強あります。決して小さな産業ではありません。これを四半期調査にすることで不都合はないかとの意見に対して、鉄道車両は鉄道車両の部品が寄せ集まっ

たものであるので、鉄道車両に関して月次で把握すれば、その部品である「鉄道車両・同部品製造業」の全体の動向も把握できる。

また、小規模事業者が部品を製造して商社などを通じて大工場に納入する場合、これは対象に含まれませんが、そういう実態はないとのこと。報告者負担の軽減と以上の実態を勘案しますと、鉄道車両部品については四半期調査とすることで問題ないという結論であります。

ただし、鉄道車両部品に係る調査の周期が四半期になるため、鉄道車両の月次の動向を的確にとらえる必要があります。その製造の進捗をどう把握するかについては、「調査事項」のところで検討いたしました。

第3の論点は、「調査対象」についてであります。調査対象の母集団については現在鉄道局や社団法人日本鉄道車両工業会等からの情報によって把握を行っています。鉄道車両部品等の製造事業所については、鉄道局が地方運輸局経由で事業者に対して聞き取り調査をした結果を反映させています。したがって、鉄道車両等生産動態統計について、これまで地方運輸局を経由して行われてきた調査を今回計画から本省直轄の調査とすることで母集団の把握が困難となるのではないかの意見が示されました。これについては、地方運輸局と本省の鉄道局は密接な関係にあつて、鉄道車両製造事業所は数も少ないですから、それにかかる情報については十分収集できているとの判断が示されました。

なお、船舶や鉄道車両の部品を製造する事業所の名簿情報については、工業統計調査や事業所企業統計調査の結果を用いて情報を補完すれば、より精度の高い母集団情報を得られるということで、これについて何らかの検討を行うことが必要であるとの意見が提示されました。

それから、造機調査では常時従業員数10人以上の工場を対象としていますが、その把握はどうしているかについて議論されました。業界団体名簿は一部の船用機関についてしかありませんが、これについては聞き取り調査で把握しているとの回答があり、把握漏れもあり得るということでありました。ただし、これについては聞き取り調査を十分詳しく行うことによって対応可能であるということでもあります。

それから、1枚めくっていただきまして、「常時従業員の定義」と調査対象の選定基準の適否について、他の生産動態統計と整合性をとることが必要である。さらに、パート・アルバイト、派遣、請負は選定基準の対象に含まれていませんが、それを含めるべきか否かについては、今後裾切り基準の見直しを行う際に、合わせて検討する必要があるとの意見が出されました。

それから、経済産業省生産動態統計調査との間で調査対象が一部重複していて、調査事項についても重複があるのではないかと質問がなされ、その関係について整理を行う必要があるとされました。ただし、これについては「平成23年経済センサス-活動調査」が実施された後で、両調査の対象事業所についてのマッチングの作業を行って、どの調査でどういう調査事項について把握すべきかの検討を行うべきであるとの意見がありました。

以上のような審議を踏まえて、そこに記されていますが、平成23年に実施が予定されている経済センサスの結果が利用可能となった時点で、国内のすべての事業所の売上高が明らかになりますので、これを用いて母集団を捕捉し、調査対象を選定する方法を検討する必要がある。その際、常時

従業員の定義に関する見直しも合わせて行うことが適当であるとされました。

しかし、23年経済センサスの結果を待つ前に、事業所・企業統計調査、工業統計調査等々の結果から活用できる情報を整理して、調査対象をより適切に把握し、選定方法、選定基準を適宜見直すことを考えるべきである。したがって、今回の改正計画の段階においては、計画は過渡的な措置と考え、従来どおりの調査対象とすることについてはやむを得ないという結論といたしました。

造機調査において、品目を若干集約して調査品目数を少なくしましたが、これについては特に問題はないと了承されました。

第4の論点の「調査方法」については、鉄道車両等生産動態統計調査について、本省直轄の調査系統に改めることとしていますが、これについては対象事業所数がそれほど多くなく、その対象についても適切に把握できているということで、特に問題はないとされました。

第5の論点の「調査事項」についてはありますが、造船造機統計調査においてはその調査事項の定義が一般に受け止められている定義とはやや違ったところがあります。船舶について、ドックで工事を始める起工、ドックででき上がった船を浮かべる進水、浮かべた船にいろいろな装備品等を取り付ける工事が終了し、完成する竣工の各段階で、この造船統計においては把握しています。本統計における受注というのは起工の段階でとらえていることになります。

しかしながら、受注の統計は、船舶のように生産が長期間にわたって行われるものについては景気動向を把握する上で非常に重要であり、これについて把握する方法等について検討する必要があるとされました。

それから、鉄道車両調査においては「月末手持」とは受注残高を示しています。生産というものは、例えば10両で一編成の鉄道車両となっているとしますと、それら10両すべてが完成した段階で生産として計上する方法をとっております。したがって、進捗ベースの生産とは概念がやや異なる取り方をしていますが、これについては例えば鉱工業指数を用いて輸送用機械の生産の動向を分析する上でノイズの要因になっているのではないかと。または、より適切に進行基準による把握が多方面から求められるのではないかと。そういう意見がありまして、これについては次回の部会で実施者から回答の上、検討することとしています。

それから、鉄道車両部品の内訳である「その他」に含まれる品目として、どのような品目があった中で重要なものはないかと。質問に対しましては、現段階では特段特掲すべきものはないとの回答でした。ただし、今後出荷額等でウェイトが高まった場合には検討する必要があるという結論でした。

以上のような審議を踏まえまして、鉄道車両等生産動態統計調査については鉄道車両の仕掛品、完成品在庫等の生産の進捗に関連するデータを把握することの可否について、次回部会において検討結果を説明することとされました。

最後の論点は「集計事項・結果の公表」についてはあります。調査票の回収状況は、いずれの統計調査も100%の回収であり、したがって、何の問題もない。

結果の公表時期と提供状況等につきましては、今回計画において鉄道車両部品等の四半期調査の結果は、現行の調査月の4か月後の下旬の公表から翌々月の下旬に公表するという形で、期間が大

幅に短縮されます。また、鉄道車両の月次調査の結果は翌月 20 日に速報を I I P に提供し、合わせてウェブで公表することとなっています。造船造機統計調査においては、月報を 1 か月早期化して調査月の翌々月の下旬に公表することとなっています。結果の公表が大幅に早期化することは、非常に望ましいことであり、了承されました。

他方、調査票情報の保存期間につきましては、現行の要綱上の規定では 2 年となっていました、今後統計データ・アーカイブの整備が課題になっていることもあり、要綱上の保存期間を永年保存とするように指摘があり、実施者からその方向で検討したいとの回答がありました。

今後のスケジュールですが、以上、審議した内容を踏まえて答申骨子案を作成し、各委員に提示して御意見をいただき、それに基づいて作成した答申案について次回、最終回になりますが、部会で審議を行うこととしております。以上でございます。

竹内委員長 何か御質問、御意見はございますか。

今、伺っていてよくわからなかったのですが、船舶の製造に関して受注と起工とはもちろん違ふときだと思うのですが、さっきそこは同じになるとかということをおっしゃいましたが、どういうことなのですか。

舟岡委員 この統計では、起工段階を受注ととらえているのです。

竹内委員長 起工をもって受注とみなしているのですか。

舟岡委員 はい。それで良いのかということについては、次回改めて検討することとしております。

竹内委員長 実質的にはそれは違うのではないかと思いますけれども。

舟岡委員 そのため、これから議論しようということですか。

竹内委員長 わかりました。

出口委員 今回の舟岡先生の御指摘のとおりなのですが、月末手持というものが概念として出てきて、これが単なる受注なので、四半期ごとにするということは会計のある種の単位になるということなのですが、にもかかわらず仕掛かりという概念は全くないので、突然最後の段階になってほんと製品が出てくるという恐ろしい状況になる。

竹内委員長 それは鉄道車両の話ですか。

出口委員 はい。その辺のところを次回までに明らかにして、何とかしたいという強い希望を委員としては持っています。

竹内委員長 そうすると、さっきの受注のところは少しこだわりますが、外国との関係で、外国に輸出するとか何とかというときは、いつ輸出したとみなされるわけですか。つまり、私は常識的に考えればそれは輸出契約が成立したときが受注だと思いますが。

舟岡委員 本来、それが通常の我々の理解だと思うのですが、この統計では起工段階をもって受注ととらえている。それが、名称等も含めて適当かどうか。それについて、次の部会で改めて議論したいということですか。

竹内委員長 次の部会で改めて議論されることは結構ですが、それは何か常識的な方に合わせる事が可能な見込みですか。

舟岡委員 議論しませんと何とも言えませんが、業界でそういう受け止め方をしているようでありまして、調査が紛れなく正確に実施できるために、本当に名称変更が可能なのかも検討する必要があります。名称変更することによって調査結果が大きく揺らぐようなことがあっては困るということでもありますので、そこら辺は慎重に検討したいと思っております。

竹内委員長 何かほかに御意見はございますか。

御意見、御質問がなければ、またこれはもう少し審議していただいて、次回、答申について御報告いただきたいと思えます。

本日の議題はこれで一応終了したと思っておりますので、次回について事務局からお願いします。

内閣府統計委員会担当室長 それでは、次回は今年最後の開催です。基本計画部会との合同開催で、12月22日月曜日13時からこの会議室、中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室で開催いたします。正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

竹内委員長 次回の統計委員会では答申案を取りまとめたものを用意して、冒頭で総務大臣に答申をお渡しするという事になっています。したがって、最終案をまとめることについては委員長と事務局の方に完全にお任せいただきたいと思えます。

実は、さっき私は誤解してまして、次回もまだ実質的な審議をする時間があるかと思ったのですが、そういうことではないようですので訂正させていただきます。

そういうことで、次回はその後、統計委員会としてはやる事が幾つかあると思えますので、それを審議させていただくことになるかと思えます。

本日はこれで終わります。どうもありがとうございました。